

倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第23号

倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、当該計画が同意を得た日（以下「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、法第13条第4項の規定により承認を受けた地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における土地に限る。以下同じ。）については、固定資産税を課さない。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、当該計画が同意を得た日（以下「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、法第13条第4項の規定により承認を受けた地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における土地に限る。以下同じ。）については、固定資産税を課さない。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。